

随意契約（相手方指定）調書

件名	修繕契約（第五峡田小学校プールろ過機タンク交換）	No.5200015
工（納）期	令和 6 年 7 月 1 9 日	
契約締結日	令和 6 年 4 月 1 日	
契約金額	2, 1 5 5, 3 4 0 円（消費税込み）	

契約相手方	株式会社アクアプロダクト アクア事業本部 (法人番号： 5010001137307)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備考	総価契約

業者選定理由書

件 名	修繕契約（第五峡田小学校プールろ過機タンク交換）
指名業者 （案）	名 称 株式会社アクアプロダクト アクア事業本部 所在地 東京都稲城市大丸2231番地 代表者 事業本部長 西ノ明 武
特命理由	本件は、第五峡田小学校におけるプールろ過機のろ過タンクについて、水漏れによる不具合が生じたことから、ろ過タンク及び付属部品の交換を実施するものである。 主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 ① 上記業者は、当該設備の製作及び保守点検業者であり、ろ過タンクについても上記業者の製品であるため、設備の仕様・構造を熟知しており、ろ過タンク及び付属部品の交換において、迅速かつ確実な履行が期待できる。 ② 他社による修繕を行った場合、故障等が発生した際の責任の所在が不明確になる恐れがあるが、上記業者であれば、一貫した対応が可能であり、安全性を確保できる。 以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （性質又は目的が競争入札に適さないもの）